

# 第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

## 会議次第

日時 令和7年11月17日（月）  
10時00分～11時30分  
会場 松本市勤労者福祉センター 2-2

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長、副会長の選出

5 会議事項

- (1) 松本市子どもの権利に関する条例について
- (2) 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会について
- (3) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画について
- (4) 令和6年度実施事業量等調査結果について
- (5) 松本市子どもの権利に関する条例の改正について

6 閉会

## 子どもの権利に関する条例について

### 1 主な経過

| 年度         | 内 容   |
|------------|---|
| 平成<br>21年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども部設置</li> <li>・庁内関係課において子どもの権利について調整会議を開催</li> </ul>  |
| 22年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において、子どもの権利について検討する小委員会を設置</li> <li>・小委員会を4回開催して意見集約、協議会へ報告</li> <li>・報告を受け、協議会とは別の新たな検討組織で検討を進める方針を決定</li> </ul> |
| 23年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市子どもの権利検討委員会（以下「委員会」という。）を設置</li> <li>・24年11月までに委員会を19回、小委員会を5回開催</li> </ul>  |
| 24年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会で条例化の必要性を盛り込んだ最終報告書を市長へ提出</li> <li>・条例案に関するパブリックコメントを実施</li> <li>・平成25年市議会2月定例会を経て、松本市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を制定</li> </ul>           |
| 25年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月に条例を施行</li> <li>・6月に条例第23条に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり委員会」（以下「まちづくり委員会」という。）を設置</li> <li>・7月に同条例施行規則第12条に基づく「松本市子どもの権利相談室こころの鈴」を開設</li> </ul>  |
| 26年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・約2年間、15回にわたるまちづくり委員会の審議を経て、条例第22条に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定</li> </ul>   |
| 27年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会を4回開催。「子どもの権利の普及と学習への支援」、「子どもの相談・救済」、「子どもの意見表明及び参加の促進」、「子どもの居場所づくりの促進」について検証を行うとともに、子どもの権利アンケート調査を実施</li> </ul>                        |
| 28年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会を3回開催。子どもアンケートの結果の検証と、中間報告に向け、27年度の検証内容から4つのワーキンググループを構成し、3回の責任者会議を開催</li> </ul>   |
| 29年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり委員会が27年度、28年度にかけて行った推進計画の評価・検証結果を中間報告書にまとめ、市長に提出</li> </ul>  |
| 30年度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期推進計画策定の参考とするため、子どもの権利アンケート調査を実施</li> <li>・今日的課題について、まちづくり委員会で関係者への聞き取り等実施</li> </ul>  |
| 令和<br>元年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次推進計画策定に向けて、庁内調整会議及びまちづくり委員会を開催</li> <li>・第2次推進計画策定</li> </ul>  |
| 3年度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利アンケート調査を実施</li> </ul>   |
| 4年度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次推進計画の評価・検証結果を中間報告書にまとめ、市長に提出</li> </ul>  |
| 6年度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利アンケート調査を実施</li> <li>・第3次推進計画の策定について協議</li> </ul>  |
| 7年度        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次推進計画の策定（～11年度）</li> <li>・こども若者部に部名変更、若者参画課が新設</li> </ul>   |

## 2 子どもの権利検討委員会の条例への思い (最終報告書から抜粋)

松本市は、自然環境に恵まれるとともに、地域コミュニティーの活動が活発なところでもあります。さらに、学都松本の伝統を活かし、市民の学びを大切にするまちもあり、このような特徴を踏まえたものになるように考慮しました。

## 3 基本理念

「すべての子どもにやさしいまちづくり」

- (1) どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- (2) どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- (3) どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- (4) どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- (5) どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- (6) どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

## 4 条例の概要について

松本市の条例は子どもの権利に関する総合的な条例で、子どもの権利の理念を実現するために、市、家庭、学校などの施設、地域での大人の役割を明らかにするとともに、子どもに係わる大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に進めるものです。

- (1) 市や大人の役割 (第3条)
- (2) 子どもの権利の普及・啓発 (第5条)
- (3) 子どもの安全と安心 (第7条)
- (4) 家庭、子どもに関する施設、地域における権利の保障と支援 (第8～10条)
- (5) 子どもの意見表明や参加 (第11条)
- (6) 子どもへの情報提供 (第12条)
- (7) 安心した居場所づくり (第13条)
- (8) 環境の保護と防災 (第14条)
- (9) 相談・救済機関の設置 (第15～20条)
- (10) 推進計画策定・子どもにやさしいまちづくり委員会の設置 (第22～25条)

## 子どもにやさしいまちづくり委員会について

### 1 目的

子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するとともに、子どもの権利を尊重した施策の実施状況を検証するため、子どもの権利条例第23条に基づき設置されています。

### 2 役割

#### (1) 調査や審議

- ア 推進計画に関すること
- イ 子どもに関する施策の実施状況に関すること
- ウ その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること

調査や審議にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

#### (2) 提言やその尊重

調査や審議の結果を市長その他執行機関へ報告し、提言します。市長その他の機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

### 3 これまでの委員会の経過

#### (1) 第1期委員会

平成25年6月から2年間、計15回の委員会を開催し、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定に向けて審議をいただきました。

#### (2) 第2期委員会

平成27年9月から2年間、計8回の委員会を開催し、推進計画の折り返しにあたり、評価・検証結果を中間報告書にまとめ、市長に報告を行いました。

#### (3) 第3期委員会

平成30年2月から2年間、計14回の委員会を開催し、「第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画」の策定に向けて審議をいただきました。

#### (4) 第4期委員会

令和3年7月から2年間、計8回の委員会を開催し、推進計画の折り返しにあたり、評価・検証結果を中間報告書にまとめ、市長に報告を行いました。

#### (5) 第5期委員会

令和5年7月から2年間、計8回の委員会を開催し、第3次計画の策定に向けて検討・審議をしていただきました。

### 4 第6期委員会について

#### (1) 任期

令和7年11月17日から令和9年11月16日までの2年間

## (2) 主な取組み

ア 第3次計画の中間検証

イ 松本市子どもの権利に関する条例の改正について意見

## (3) 報酬及び費用弁償

ア 報酬

半日 4,900円、一日 7,000円

イ 費用弁償

(ア) 鉄道賃 実費

(イ) 自動車 片道2km以上 37円/km

## (4) スケジュール（予定）

| 回 | 日 程               | 内 容   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 令和7年11月17日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する条例について</li> <li>・子どもにやさしいまちづくり推進計画について</li> <li>・子どもにやさしいまちづくり委員会について</li> <li>・令和6年度実施事業量等調査結果について</li> <li>・松本市子どもの権利に関する条例の改正について</li> </ul> |
| 2 | 令和7年12月<br>令和8年1月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度実施事業量等調査結果について</li> <li>・松本市子どもの権利に関する条例の改正について</li> </ul>   |
| 3 | 令和8年6月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度実施事業量等の検証</li> </ul>   |
| 4 | 令和8年8月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度実施事業量等の検証</li> <li>・子どもの権利アンケートについて</li> </ul>   |
| 5 | 令和9年2月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利アンケート結果について</li> </ul>  |
| 6 | 令和9年3月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次計画の中間検証の方向性について</li> </ul>   |
| 7 | 令和9年6月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度実施事業量等の検証</li> <li>・第3次計画の中間検証</li> </ul>  |
| 8 | 令和9年7月            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度実施事業量等の検証</li> <li>・第3次計画の中間検証</li> <li>・第7期委員会の方向性について</li> </ul>   |

## 子どもにやさしいまちづくり推進計画について

### 1 計画策定の趣旨

子どもの権利条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために、市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるものです。また、子どもの支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく指針でもあります。

この条例の理念の実現を目指して、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を総合的、継続的に推進するためには策定したものです。

### 2 計画の位置付け

この計画は、子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画です。

また、こども大綱において、市町村のこども計画に含むこととされている施策内容を「松本市子ども・子育て支援事業計画」と分担し、相互に関連付けることで、松本市のこども計画として位置付けます。

### 3 計画の進め方

松本市総合計画を含め、子どもの権利を保障する視点から、子どもに関わる他の計画と整合を図りながら、この推進計画に伴う実施事業の進捗状況等について、「子どもにやさしいまちづくり庁内推進会議」で評価・検証するとともに、「子どもにやさしいまちづくり委員会」で調査・審議・検証を行い、計画を推進します。

計画期間は5年間です。

(1次：平成27～31年度、2次：令和2～6年度、3次：令和7～11年度)

### 4 9つの施策の方向

- (1) 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり
- (2) 子どもの権利の普及と学習への支援
- (3) 子どもの相談・救済の充実
- (4) 子どもの意見表明・参加の促進
- (5) 子どもの居場所づくりの促進
- (6) 子どもが地域で健やかに成長するための支援
- (7) 子どもの育ちを支援する環境づくり
- (8) 若者の意見表明・参加を促進し、成長・活躍できるための支援
- (9) 保護者、支援者への支援の充実

## 松本市子どもの権利に関する条例の改正について

### 1 趣旨

松本市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」という。）に性被害から子どもを守るための改正案等について協議するものです。

### 2 経過

- 5. 6. 20 市内中学校部活動の外部指導者による生徒との不適切事案が発覚
- 6. 6. 20 市議会経済文教委員協議会に事案の報告
- 9. 10 令和6年9月議会における神津議員からの一般質問に対して、市長が「子どもを性被害から守るために条例化に取り組む」、「中学校部活動の地域クラブへの移行に伴い、子どもの権利擁護委員の増員を検討すること」を答弁

### 3 改正の方向性

#### (1) 性被害に関する条例改正

- ア 4つの子どもの権利（「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」）のうち、「守られる権利」の中に、性被害から守られることを加えます。
- イ 子どもが性被害を受けないよう保護することを市民等の責務として明記します。
- ウ 子どもの権利条例第15条に基づき、子どもの権利擁護委員などによる相談や救済を受けられるようにします。事案が発生した際の罰則規定は設けません。

#### (2) 性被害に関する条例改正と合わせ、擁護委員の定数増に向けた改正を行います。

### 4 改正案

#### (1) 子どもの権利として規定

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(大切な権利)</p> <p>第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができる</p> <p>こと。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> | <p style="text-align: center;">(大切な権利)</p> <p>第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめ、<u>性被害</u>などを受けずに安心して生きていくことができる</p> <p>こと。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> |

## (2) 市民等の責務として規定

| 現行  | 改正案   |
|---|---|
| (子どもの安心と安全)<br>第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。<br>2 (略)<br>3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。 | (子どもの安心と安全)<br>第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめ、 <u>性被害</u> などを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。<br>2 (略)<br>3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめ、 <u>性被害</u> などの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。 |

## (3) 相談・救済の措置に明記

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| (相談と救済)<br>第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。<br>2 (略) | (相談と救済)<br>第15条 子どもは、差別や虐待、いじめ、 <u>性被害</u> その他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。<br>2 (略) |

## (4) 子どもの権利擁護委員の増員

| 現行   | 改正案   |
|--|---|
| (子どもの権利擁護委員)<br>第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。<br>2 拥護委員の定数は、3人以内とします。<br>3～5 (略) | (子どもの権利擁護委員)<br>第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。<br>2 拥護委員の定数は、 <u>5</u> 人以内とします。<br>3～5 (略) |

## 4 今後の進め方

市議会2月議会に条例改正の議案を提出します。

## ※参考：他自治体の性被害の規定比較

- (1) 子どもの権利として定義（6自治体：石巻市、日野市、新潟市、筑紫野市、愛知県幸田町、宮城県川崎町）  
ア 特徴：性被害から守られることを「子どもの権利」として明確に規定  
イ メリット：子ども視点、権利ベースのアプローチ、条文の位置づけが明確  
ウ 課題：権利の実現に向けた具体的な施策が必要
- (2) 努力義務として位置づけ（宗像市）  
ア 特徴：市民等に対し「～するよう努める」という柔軟な規定  
イ メリット：市民の自主性を尊重しながらも方向性を示す  
ウ 課題：実効性がやや弱まる可能性
- (3) 義務規定として位置づけ（豊田市・那珂川市）  
ア 特徴：市民等に対し「～しなければならない」という強い責任を課す  
イ メリット：実行力が強く、違反時の責任を問い合わせやすい  
ウ 課題：市民に対する拘束力が強い、実効性の確保が課題